昭和59年４月１日から昭和60年３月31日まで	131.8
昭和60年４月１日から昭和61年３月31日まで	127.5
昭和61年４月１日から昭和62年３月31日まで	124.5
昭和62年４月１日から昭和63年３月31日まで	121.7
昭和63年４月１日から平成元年３月31日まで	117.5
平成元年４月１日から平成２年３月31日まで	114.2
平成２年４月１日から平成３年３月31日まで	111.0
平成３年４月１日から平成４年３月31日まで	106.6
平成４年４月１日から平成５年３月31日まで	104.5
平成５年４月１日から平成６年３月31日まで	103.0
平成６年４月１日から平成７年３月31日まで	100.9
平成７年４月１日から平成８年３月31日まで	99.4
平成８年４月１日から平成９年３月31日まで	98.0
平成９年４月１日から平成10年３月31日まで	97.1
平成10年４月１日から平成11年３月31日まで	97.5
平成11年４月１日から平成12年３月31日まで	97.1
平成12年４月１日から平成13年３月31日まで	96.6
平成13年４月１日から平成14年３月31日まで	97.4
平成14年４月１日から平成15年３月31日まで	98.3
平成15年４月１日から平成16年３月31日まで	98.3
平成16年４月１日から平成17年３月31日まで	98.6
平成17年４月１日から平成18年３月31日まで	98.2
平成18年４月１日から平成19年３月31日まで	98.4
平成19年４月１日から平成20年３月31日まで	98.3
平成20年４月１日から平成21年３月31日まで	98.5
平成21年４月１日から平成22年３月31日まで	99.9
平成22年４月１日から平成23年３月31日まで	99.6
平成23年４月１日から平成24年３月31日まで	99.8
平成24年４月１日から平成25年３月31日まで	100.1
平成25年４月１日から平成26年３月31日まで	100.4

○厚生労働省告示第三百二十八号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十六条の六第二項（同法第二十二条の四第三項において準用する場合を含む。）並びに労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）附則第十七項及び第十八項（これらの規定を同令附則第三十六項において準用する場合を含む。）並びに同令附則第三十二項（同令附則第四十三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十七年八月一日から平成二十八年七月三十一日までの間に支給すべき事由が生じた同法第十六条の六第一項第二号（同法第二十二条の四第三項において準用する場合を含む。）の遺族補償一時金又は遺族一時金又は障害補償年金差額一時金若しくは障害年金差額一時金の額の算定に関し、支給された遺族補償年金若しくは遺族補償年金前払一時金若しくは遺族年金若しくは遺族年金前払一時金若しくは障害補償年金若しくは障害年金若しくは障害年金前払一時金若しくは障害年金前払一時金の額に乗ずべき厚生労働大臣が定める率を次のとおり定める。

平成二十七年七月二十八日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

支給された遺族補償年金等の支給の対象とされた月又は支給された遺族補償年金前払一時金等の支給すべき事由が生じた月の属する期間	支給された遺族補償年金等又は遺族補償年金前払一時金等の額に乗ずべき率（％）
昭和50年４月１日から昭和51年３月31日まで	221.6
昭和51年４月１日から昭和52年３月31日まで	199.2
昭和52年４月１日から昭和53年３月31日まで	182.0
昭和53年４月１日から昭和54年３月31日まで	172.4
昭和54年４月１日から昭和55年３月31日まで	162.3
昭和55年４月１日から昭和56年３月31日まで	153.7
昭和56年４月１日から昭和57年３月31日まで	146.6
昭和57年４月１日から昭和58年３月31日まで	139.7
昭和58年４月１日から昭和59年３月31日まで	136.1
昭和59年４月１日から昭和60年３月31日まで	131.7
昭和60年４月１日から昭和61年３月31日まで	127.5
昭和61年４月１日から昭和62年３月31日まで	124.5
昭和62年４月１日から昭和63年３月31日まで	121.6
昭和63年４月１日から平成元年３月31日まで	117.4
平成元年４月１日から平成２年３月31日まで	114.1
平成２年４月１日から同年７月31日まで	110.9
平成２年８月１日から平成３年７月31日まで	114.1
平成３年８月１日から平成４年７月31日まで	110.9
平成４年８月１日から平成５年７月31日まで	106.6
平成５年８月１日から平成６年７月31日まで	104.5